

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

<令和7年4月1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 リーフ
代表者名	代表取締役 阿部 優喜
所在地・連絡先	(住所) 〒871-0078 大分県中津市小祝 525 番地 277 (電話) 0979-23-0088 (FAX) 0979-24-7007

2 事業所の概要

（1）事業所名及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション ひのき
所在地・連絡先	(住所) 〒871-0075 大分県中津市寺町 971 番地 2 (電話) 080-3440-7244 (FAX) 0979-64-8208
事業所番号	4460390182
管理者の氏名	片山 奈美

（2）事業所の職員体制及び職員の勤務体制

従業者の職種	人数 (人)	区分				資格	
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			看護師	
訪問看護員	6	5	1			看護師・准看護師	

（3）事業の実施地域

事業の実施地域	中津市 宇佐市 豊前市 上毛町 吉富町
---------	---------------------

※上記地域以外でもご希望の方は、ご相談下さい。

（4）営業日及びサービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	9:00~18:00
休業日	土日・祝祭日・盆（8月13~8月15日） 年末年始（12月30日~1月3日）
その他	営業時間外、休日についても電話等により24時間連絡が可能な体制をとっています。必要に応じ、訪問も行います。

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護給付（介護予防）対象サービス

①看護行為

種類	内容・手順
バイタルチェック	体温・脈拍・血圧・簡易酸素飽和度測定・呼吸など
身体清潔のケア	清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など
療養指導	生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など

②医療的処置行為

- ・創傷及び褥瘡処置
- ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・在宅人工呼吸器管理ケア
- ・喀痰の吸引・管理
- ・点滴
- ・排泄管理ケア（浣腸・摘便）
- ・ターミナルケア

③リハビリ援助行為

- ・拘縮予防、関節可動域訓練
- ・日常生活動作訓練

④認知症の看護

- ・認知症の介護相談
- ・認知予防指導

⑤介護者支援

- ・介護方法の指導や、医療・福祉サービスの紹介
- ・褥瘡予防、リハビリ方法などの指導
- ・室内環境整備の工夫、安全対策、感染症に対する対応方法など
- ・介護者の健康相談、精神的支援

(2) 基本料金（介護保険）

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、原則としてその費用の1割です。

（所得状況に応じ2割・3割の方もいらっしゃいますので、介護保険負担割合証をご確認ください。）ただし、介護保険の支給限度の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【 介護保険料金表① 基本料金 訪問看護費 】

訪問看護	算定項目	単位数	基本利用料 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
				(円)	(円)	(円)
	20分未満	314	3,140	314	628	942
	30分未満	471	4,710	471	942	1,413
	30分以上1時間未満	823	8,230	823	1,646	2,469
	1時間以上1時間30分未満	1,128	11,280	1,128	2,256	3,384

介護予防訪問看護	算定項目	単位数	基本利用料 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
	20分未満	303	3,030	303	606	909
30分未満		451	4,510	451	902	1,353
30分以上1時間未満		794	7,940	794	1,588	2,382
1時間以上1時間30分未満		1,090	10,900	1,090	2,180	3,270

※准看護師が訪問看護を行った場合は上記単位数の10%減となります。

(3) 加算料金

早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)帯は50%増しとなります。

【 介護保険料金表② その他加算料金 】※利用者の状況に応じ加算される料金です。

算定項目	単位数	基本利用料 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
初回加算(I) 1月につき*1	350	3,500	350	700	1,050
初回加算(II) 1月につき*1	300	3,000	300	600	900
複数名訪問加算(I) (*2) 1回につき	30分未満 254	2,540	254	508	762
	30分以上 402	4,301	402	804	1,206
複数名訪問加算(II) (*3) 1回につき	30分未満 201	2,010	201	402	603
	30分以上 317	3,170	317	634	951
(予防)緊急訪問看護加算(I) (*4)月1回	600	6,000	600	1,200	1,800
(予防)緊急訪問看護加算(II) (*4)月1回	574	5,740	574	1,148	1,722
(予防)特別 特別管理加算[I](*5)	500	5,000	500	1,000	1,500
管理加算 特別管理加算[II](*6)	250	2,500	250	500	750
(予防)退院時共同指導加算(*7) 1回につき	600	6,000	600	1,200	1,800
長時間訪問看護加算(*8)	300	3,000	300	600	900
口腔連携強化加算(一月につき)	50	500	50	100	150
ターミナルケア加算	2,500	25,000	2,500	5,000	7,500
遠隔死亡診断補助加算	150	1500	150	300	450

専門管理加算（特定行為研修を終了した看護師が計画的な管理を行った場合）一月につき	250	2500	250	500	750
専門管理加算（緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに関わる専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合）一月につき	250	2500	250	500	750
キャンセル料	自己負担分+保険で支払われる料金の合計金額				
死後の処置料（自費）	訪問看護と継続して行われるもの				

※中津市は地域区分 10.00 となります。

※料金については、介護保険の端数処理の関係で若干の誤差が生じることがあります。

※上記の利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これら利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料をお知らせします。

- * 1 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に(I)を算定する。
(II)を算定している場合には算定しない。
新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設からの退院又は退所した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った月に加算（要支援から要介護状態になったときも含む）。ただし(II)を算定している場合は、算定しない。
- * 2 同時に2人以上の看護師等が訪問看護を行う場合
- * 3 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合
- * 4 24時間対応体制を希望し同意される方
- * 5 気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している方、悪性腫瘍・気管切開で指導管理を受けている方
- * 6 医科診療報酬点数表に掲げる管理を受けている状態・人工膀胱・人工肛門・真皮を超える褥瘡の状態・点滴注射を3日以上行う必要があると認められる状態の方等
- * 7 退院時共同指導を行った上で、初回の訪問看護を行った場合退院等につき1回、特別な管理を必要とする場合は2回まで加算
- * 8 所要時間が1時間30分を超えた場合

(4) 減算

*以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
	1. 事業所と同一敷地内又は隣接地の建物に居住する利用者にサービス提供を行う場合(下記3.を除く) 2. 上記1.以外の範囲に所在する建物に居住する利用者にサービス提供を行う場合(当該建物に居住する利用者の人数が一月あたり20人以下)	所定単位数の10%

同一建物減算	上の場合)	
	3. 事業所と同一敷地又は隣接地の建物に居住する利用者にサービス提供を行う場合(当該建物に居住する利用者の人数が一月あたり 50 人以上の場合)	所定単位数の 15%

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合(1回につき)	-8	-80	-8	-16	-24
--	----	-----	----	-----	-----

高齢者虐待防止措置が講じられていない場合、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する

業務継続計画が策定されていない場合、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から

減算する

(5) 基本料金(医療保険)

*ご加入の医療保険負担割合によります。

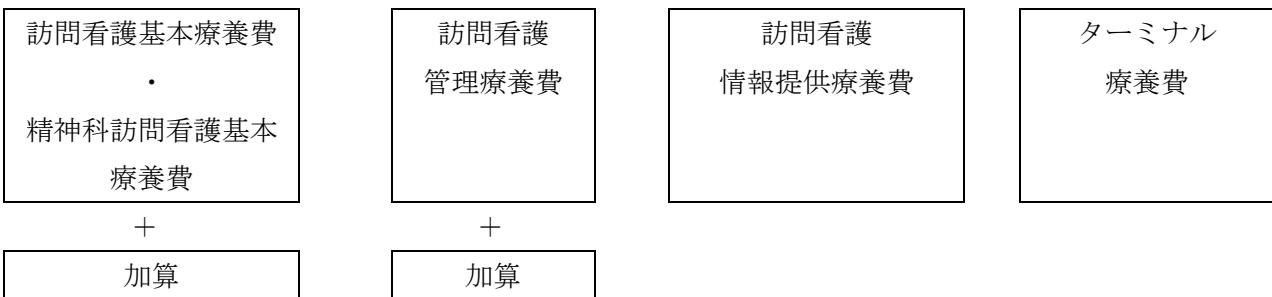
① 後期高齢者医療費保険証をお持ちの方

一般の方	訪問看護に要する費用の 1 割	後期高齢者医療費保険者証に記載
一定以上所得の方	訪問看護に要する費用の 3 割	

② その他の医療保険の方

医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

*訪問看護には基本療養費・管理療養費があります。



I. 訪問看護基本療養費

① 訪問看護基本療養費 I

准看護師は 90/100 での算定となります。

1 日につき以下の金額となります。

	1 割負担	2 割負担	3 割
週 3 日まで(看護師・理学療法士)	5,550 円	555 円	1,110 円
1,665 円			
週 4 日目以降(看護師)	6,550 円	655 円	1,310 円
1,965 円			
週 4 日目以降(理学療法士)	5,550 円	555 円	1,110 円
1,665 円			

② 訪問看護基本療養費 II (同一建物居住者で、同一日 3 人以上の訪問)

*2人までは訪問看護療養費Ⅰと同じ報酬

			1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで (看護師・理学療法士)	同一日2人	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	同一日3人以上	2,780円	278円	556円	834円
週4日目以降 (看護師)	同一日2人	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	同一日3人以上	3,280円	328円	656円	984円
週4日目以降 (理学療法士)	同一日2人	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	同一日3人以上	2,780円	278円	556円	834円

③ 訪問看護基本療養費Ⅲ（外泊中の訪問看護）

*在宅療養に備えて一時的に外泊している方に対して、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病は2回）に限り算定されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1回	8,500円	850円	1,700円

II. 訪問看護管理療養費

*利用料は医療費控除の対象となります。

*各種医療扶助の対象や医療証をお持ちの方は、自己負担が免除になりますのでご提示ください。

① 訪問看護管理療養費

	1割負担	2割負担	3割負担
月の初回	767円	1,534円	2,301円
イ) 月の2回目以降 (1)	300円	600円	900円
ロ) 月の2回目以降 (2)	250円	500円	750円

② 難病複数回訪問看護加算

	1割負担	2割負担	3割負担
1日2回まで	450円	900円	1,350円
	400円	800円	1,200円
1日3回以上	800円	1,600円	2,400円
	720円	1,440円	2,160円

③ 複数名訪問看護加算

*利用者やその家族の同意を得て看護師等が複数名で訪問します。

対象は、末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾病・特別訪問看護指示書中・特別な管理を必要とする利用者。又、暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる利用者となります。

	1割負担	2割負担	3割負担
看護師2名で 訪問	450円	900円	1,350円
	400円	800円	1,200円

④機能強化型訪問看護管理療養費

月の初日の 訪問の場合	イ 管理療養費 1	13,230 円	1,323 円	2,646 円	3,969 円
	ロ 管理療養費 2	10,030 円	1,030 円	2,060 円	3,090 円
	ハ 管理療養費 3	8,700 円	870 円	1,740 円	2,610 円

精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)		1割負担	2割負担	3割
週 3 日まで(看護師・作業療法士) 30 分以上/30 分未満	5,550 円/4,250 円	560 円/430 円	1100 円/850 円	1,670 円/ 1,280 円
週 4 日目以降(看護師・作業療法 士) 30 分以上/30 分未満	6,550 円/5,100 円	660 円/510 円	1,310 円/1,210 円	1,970 円 /1530 円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) 同一建物居住者 2 名への訪問				
週 3 日まで(看護師・作業療法士) 30 分以上/30 分未満	5,550 円/4,250 円	560 円/430 円	1100 円/850 円	1,670 円/ 1,280 円
週 4 日目以降(看護師・作業療法 士) 30 分以上/30 分未満	6,550 円/5,100 円	660 円/510 円	1,310 円/1,210 円	1,970 円 /1530 円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) 同一建物居住者 3 名への訪問				
週 3 日まで(看護師・作業療法士) 30 分以上/30 分未満	2,780 円/2,130 円	280 円/210 円	560 円/430 円	830 円/640 円
週 4 日目以降(看護師・作業療法 士) 30 分以上/30 分未満	3,280 円/2,550 円	330 円/260 円	660 円/510 円	980 円/770 円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)				
外泊時	8,500 円	850 円	1,700 円	2,500 円

⑤緊急訪問看護加算

*利用者やその家族の求めに応じて、主治医の指示により緊急訪問看護を行った場合に算定されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日につき1回限り (月14日目まで)	2,650 円	265 円	530 円
月15日目以降	2,000 円	200 円	400 円

⑥長時間訪問看護加算

*対象

- ・特別訪問看護指示書の期間にある利用者(週1回限り)
- ・特別管理加算の対象者(週1回限り)

*90分を超える場合に算定できます。

1割負担	2割負担	3割負担
------	------	------

1日につき1回限り	5,200円	520円	1,040円	1,560円
-----------	--------	------	--------	--------

⑦24時間対応体制加算

*複数のステーションを利用されている場合は、1つのステーションのみ算定されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
月に1回限り（イ）	680円	1,360円	2,040円
月に1回限り（イ以外）	652円	1,304円	1,956円

⑧夜間・早朝、深夜加算

	1割負担	2割負担	3割負担
夜間 18:00～22:00	210円	420円	630円
早朝 6:00～8:00			
深夜 22:00～6:00	420円	840円	1,260円

⑨退院支援指導加算

*退院日に訪問に行った場合

	1割負担	2割負担	3割負担
退院日のみ	600円	1,200円	1,800円

⑩退院時共同指導加算

*入院先（介護老人保健施設に入所・介護医療院も含む）の医師や看護師と共同で、退院後の在宅療養についての指導を行い、その内容を文書で提出場合に算定されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1回限り	800円	1,600円	2,400円

⑪特別管理指導加算

*特別管理加算の該当者に対しては退院時共同指導加算に加え算定されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1回限り	200円	400円	600円

⑫訪問看護情報提供療養費

*利用者の同意を得て、保健福祉センターに訪問看護に対する情報提供を行った場合。

*利用者が医療機関等に入院又は入所するにあたり、情報提供した場合。

	1割負担	2割負担	3割負担
月に1回限り	150円	300円	450円

⑬訪問看護ターミナル療養費

	1割負担	2割負担	3割負担
ターミナルケア療養費1回限り	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費1回限り	1,000円	2,000円	3,000円

⑭訪問看護医療 DX 情報活用加算

	1割負担	2割負担	3割負担
月に1回限り	50円	5円	10円

⑮ベースアップ加算

	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護ベースアップ評価（I） 月1回限り	780円	78円	156円
訪問看護ベースアップ評価（II）	10～500円	1～50円	20～100円

⑯特別管理加算

利用者の状態	月に1回限り	1割負担	2割負担	3割負担
在宅腫瘍化学療法注射指導管理				
在宅気管切開患者指導管理				
気管カニューレを使用している状態にある者	5,000円	500円	1,000円	1,500円
留置カテーテルを使用している状態にある者				
在宅麻薬等注射指導管理				
在宅強心剤持続投与指導管理				
在宅自己腹膜灌流指導管理				
在宅血液透析指導管理				
在宅酸素療法指導管理				
在宅中心静脈栄養法指導管理				
在宅成分栄養経管栄養法指導管理				
在宅自己導尿指導管理				
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	2,500円	250円	500円	750円
在宅自己疼痛管理指導管理				
在宅肺高血圧症患者指導管理				
人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある利用者				
在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者				
真皮を超える褥瘡				

III. その他の費用

*衛生材料などは実費請求となります。

*死後の処置料(自費)、訪問看護と継続して行われるものとして10,000円実費負担となります。

(6) 交通費

通常の事業の実施地域	無 料
通常の事業の実施地域以外の交通費	片道 1 kmあたり 100 円 片道 10 kmを超えるとき 300 円（往復）

但し、上記の場合であっても、公共交通機関を利用した場合や、有料道路及び駐車料金等が発生した場合は、ご利用者さまの実費負担となります。

(7) その他

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業所に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂きます。後日、市区町村の窓口へ事業者の発行するサービス提供証明書と領収証を提出すると差額の払戻しを受けることができます。

(8) 利用料等のお支払方法

当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月 15 日までに利用者に請求し、利用者は当月の請求金額を翌月 25 日までに現金若しくは、当社指定の金融機関への振り込みによりお支払い下さい。

- ・ 金融機関振込 ※手数料は 140 円 + 税 利用者負担です。

金融機関名	大分銀行 中津支店
口座名義人	株式会社リーフ
口座種類・口座番号	普通 7630527

4 キャンセル規定

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、前日 17 時までに当事業所へ連絡をお願いします。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

この事業所が行う、訪問看護の事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、看護行為、医療的処置行為、その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とする。

(2) 運営の方針

- ① 訪問看護は、心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指して支援する。
- ② 自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ③ 訪問看護の提供に当たっては、訪問看護計画書に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- ④ 訪問看護の提供に当たっては、親切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。

- ⑤ 訪問看護の提供に当たっては、看護技術の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行う。
- ⑥ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- ⑦ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- ⑧ 事業所は、指定通所介護の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

(3) 個別計画書の作成及び事後評価

主治医の指示、お客様の希望や心身の状況等を踏まえ、療養上の目標、ケアプランの内容に沿って具体的なサービスの内容等を記載して作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面に記載してお客様に説明のうえ交付します。

(4) 従業員の職務

- ① 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ② 管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに訪問看護記録書の内容について十分な助言、指導等必要な管理を行うほか、訪問看護の利用の申込みに係る調整、訪問看護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行うとともに、自らも指定訪問看護の提供に当たる。
- ③ 訪問看護員等は、訪問看護の提供に当たる。

6 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合、その他必要な場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊に連絡するなど必要な措置を講ずると共に、緊急連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

【緊急連絡先】

主治医	病院名		
	電話		
ご家族	氏名	様	続柄（　）
	電話		
支援事業者	事業所名		
	電話		

※ 救急隊（消防署） 119

7 非常災害時の対策

当事業所の災害マニュアルに準じて対応します。

＜医療事故発生時の対応方法＞

- ① 当事業者の医療事故マニュアルに準じて初期対応を行います。

- ② 当事業者は、利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ③ 当事業者は、当該事故の状況及び事故に際してとった措置に関して、記録し、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- ④ 当事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口担当者 片山 奈美（管理者） ご利用時間 午前 9 時 00 分～午後 18 時 00 分 TEL : 080-3440-7244 FAX : 0979-64-8208
その他の相談窓口	中津市 介護長寿課 受付時間：午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分 (土日祝、年末年始を除く) TEL : 0979-62-9804
大分県国民健康保険団体連合 (国保連)	所在地 大分県大分市大手町 2 丁目 3 番地 12 号 TEL : 0975 - 34 - 8470 FAX:0975-37-8650
福岡県国民健康保険団体連合 (国保連)	所在地 福岡県福岡市博多区吉塚本町 13 番地 47 号 TEL:0926-42-7858 FAX:0926-42-7856

<苦情相談の対応>

- ① 当事業者は、利用者からの訪問看護サービスに関する相談、苦情などに対する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。
- ② 当事業者は、利用者の苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。
- ③ 当事業者は、利用者及びその家族からの苦情相談を受けた場合は、内容などを記録し、直接行くなどして詳しい状況を把握し、その原因を解明、再発生を防ぐための対策を講じます。また、市町村などから指導または助言を受けた場合において、求めがあがった時は、改善内容を市町村などに報告します。記録を保管し再発防止を防ぐために役立てます。

9 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
2 なし			

10 サービス利用に当たっての留意事項

- ① サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- ② 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。
- ③ 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。

- ④ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ⑤ 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ⑥ 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

(1) 担当訪問看護員

- ① 訪問看護員は、常に身分証を携行し、利用者及び家族より掲示を求められた場合は、いつでも身分証を揭示します。
- ② サービス提供時は、担当の訪問看護員を決定します。
- ③ 利用者及び家族は、事業所に対して申し出により、訪問看護員の代行を依頼する事が出来ます。但し、訪問看護員を指定する事はできません。
- ④ 事業所の都合により、訪問看護員を交代する事もありますが、その際は、サービス上の不利益が生じないよう十分に配慮をするものとします。

(2) 訪問看護員の禁止行為

訪問看護員は、サービス提供にあたって次に該当する行為は行いません。

- ①利用者及び家族からの高価な物品等の授与 ②飲酒及び喫煙 ③利用者若しくは家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 ④利用者及び家族に対しての迷惑行為

(3) その他の留意事項

医療保険、介護保険適用外サービス及び利用者様以外のサービスを行うことは出来ません。又、サービスを利用する際には、医療保険者証、介護保険資格者証とサービス利用票を提示してください。

1.1 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	9:00～18:00 片山奈美（管理者）
-------------	----------------------

- ② 虐待防止のための対策を検討するカンファレンスを定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.2 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行なうことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考える場合に限ります。
- ② 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

- ③ 一時性・・・利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1.3 衛生管理等

- ① 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について、「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努めます。
- ② 必要に応じて保健福祉環境事務所等の助言を受けるとともに、研修等により従業員に周知徹底を行います。
- ③ 事業所は、感染症が発生またはまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。
- ④ 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1.4 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該事業継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務計画について周知するとともに、必要案研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- ④ 社会情勢の急激な変化、地震、水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合がある。
- ⑤ 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の業務の履行が遅延、もしくは不可能になった場合、それによる損害賠償責任を事業所は負わないものとする。

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、(介護予防) 訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

<事業所>

事業者住所 大分県中津市寺町 971 番地 2

事業者（法人）名 株式会社 リーフ

事業所名 訪問看護ステーション ひのき

代表者名 代表取締役 阿部 優喜 印

説明者（職・名） 管理者 片山 奈美 印

私は、重要事項説明書に基づいて、(介護予防) 訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意の上受領しました。

<利用者>

氏名 印

<代筆者>

(続柄) (氏名) 印